

伊仙町ふるさと納税返礼品募集要項

令和4年4月1日

伊仙町未来創生課 ふるさと納税推進

1.募集の趣旨・目的

伊仙町に対して寄付していただいた方へ感謝の意を表するとともに、寄付者の方が「ふるさと納税」を契機として伊仙町を知ることにより、将来にわたって伊仙町を応援したくなるような魅力あふれる返礼品を提供する、伊仙町「ふるさと納税」返礼品事業者を募集します。

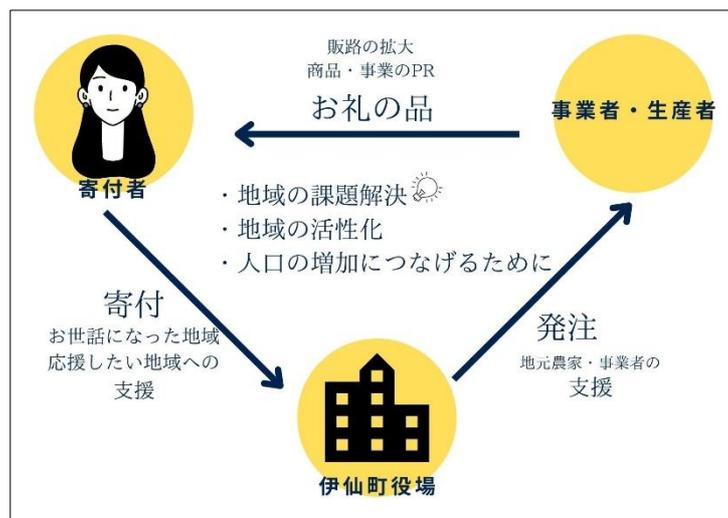
2.ふるさと納税とは

ふるさと納税制度とは「生まれ育ったふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」といった納税者の思いを実現するため、納税者が応援したい自治体を選んで寄付をした場合、2000円を超える部分についてその一定の額まで所得税と個人住民税が控除される寄付金税制のひとつです。

寄付先は出身地に限らず、すべての自治体から自由に選ぶことができます。



総務省HP



※ 制度の詳細は、総務省のホームページをご覧ください。

3.協力事業者へ

- ① 返礼品の商品代(包装代や箱代を含む)及び送料実費は町が負担します。
- ② 返礼品の商品画像や商品名、取扱事業者名、商品説明文等を全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品のPRにつながります。
- ③ 商品の発送にあたって、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封することも可能です。

4. 寄付金額の設定

返礼品の価格(包装代・箱代を含み、送料を除く町が事業者を支払う税込の金額)が寄付金額の3割以下となるよう対象寄付金額を設定しています。

※下記の返礼品の価格は一例です。下記以外の価格の商品についても取り扱うことが可能ですので、ご相談ください。

返礼品の価格(税込、包装代・箱代込み)※送料は除く	寄付金額
2,701～3,000 円	10,000 円
3,001～3,300 円	11,000 円
4,201～4,500 円	15,000 円
5,701～6,000 円	20,000 円
8,701～9,000 円	30,000 円

5. 募集期間

随時応募を受け付けます。(審査・契約が完了次第、各ポータルサイトでの寄付受け付けを開始します)

6. 応募の要件

応募にあたっては、下記の「事業者の要件」及び「返礼品の要件」のいずれも満たしていることが必要です。

(1) 事業者の要件

- 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業者又は工場が島内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- 町税を滞納していないこと。
- 加工品提供事業者は保健所の許可証を提出できること。
- 製造・販売に携わる事業者は生産物賠償責任保険等の加入を推奨。

- 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

※ 上記の要件に適合しても、町が適当でないと認めた場合は選定しないことがあります。

(2) 返礼品の要件

● 下記①～⑤(平成31年総務省告示第179号第5条各号)のいずれかの要件に該当するものであること。

- ① 町内で収穫、栽培、水揚げ等されたもの
 - ② 原材料の主要な部分が、町内で収穫、栽培、水揚げ等されたもの
 - ▶ 原材料の主要な部分が、町内で収穫、栽培、水揚げ等された加工品(他自治体で加工されていても可)
 - ③ 町内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、当該返礼品の半分以上を上回る重量や付加価値が生じているもの
 - ▶ 実質的な変更を加える加工または製造に該当しないものは不可(単なる切断、瓶・箱等の包装容器に詰めること、単なる部品の組み立て等)
 - ④ 町内で収穫、栽培、水揚げ等されたもので、近隣の町内で収穫、栽培、水揚げ等されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限り)
 - ⑤ 伊仙町内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分が伊仙町に関連するもの

(例) 伊仙町の名所を巡るツアー、徳之島産の食材を使用した料理の食事券
- 賞味期限、使用期限等の期限が設定されている商品については、原則として、返礼品の到着の際に1週間以上の期限があること。
 - 鮮度が高く要求される生鮮食品や生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるもので、予めその旨を商品説明でお断りしている場合はこの限りではありません。
 - 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。(予め期間や数量を限定することは可能、その際事前に申し添えること)

7.応募方法

町のホームページから**伊仙町ふるさと納税返礼品申込書**をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、商品画像と併せてご提出ください。

※提供可能な場合は、商品の見本を伊仙町役場未来創生課宛てに持ち込み、又は送付してください。(商品代及び送料は自己負担となります)

提供が難しい場合は送付していただく必要はありませんが、商品実物や製造現場を確認させていただくことがあります。

① 電子メールによる申請

提出先：furusatonouzei@town.isen.kagoshima.jp

件名：ふるさと納税返礼品応募



② 直接持ち込みによる申請

伊仙町役場未来創生課 ふるさと納税推進室までお持ちください。

ふるさと納税のご案内
伊仙町 HP

③ 郵送による申請

伊仙町役場未来創生課 ふるさと納税推進室宛て

住所：〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 1842

8.選定スケジュール

- ① 【事業者】 申込書を提出
- ② 【町】 申し込み商品を審査し、承認後、契約書等作成及び送付
- ③ 【事業者】 契約書への押印及びその他書類を作成し、町へ返送
- ④ 【町】 ふるさと納税ポータルサイトへ返礼品を登録し、寄付受け付け開始

※ 申込書提出から寄付受け付け開始まで1か月程度の期間を要します。

※ ふるさと納税返礼品提供業務委託契約を締結します。その際、**町税等納入状況証明書**を提出していただきます。

※ 契約締結後であっても、応募要件を満たしていないことが判明した場合、その他伊仙町が適当でないと認めた場合や、返礼品としての取り扱いに支障が生じた場合には、取り扱いを終了することがあります。

9.返礼品発送に係る事務フロー

- ① 【 町 】基本として週2日ごとに寄付情報を取りまとめ、各事業者に対し、ふるさと納税管理システム「LedgHOME」(以下、「管理システム」とする。)を通じて返礼品発送等を依頼します。
 - ▶ **各事業者が管理システムにアクセスし、発送先情報を入力いただきます。**
 - ▶ 寄付者等の個人情報は、返礼品の発送等に係る業務以外の目的で使用できません。(自社の商品をPRするダイレクトメール送付等での使用は不可)
 - ▶ その他個人情報の管理等については、「10.個人情報の取り扱いに関する遵守事項」を遵守してください。
- ② 【事業者】返礼品の発送依頼を受けてから、原則1週間以内に発送する。
 - ▶ 未来創生課が発行する「伊仙町ふるさと納税お礼状」を同梱し、発送伝票の品目欄に「【商品名】伊仙町ふるさと納税返礼品」と記載してください。
- ③ 【事業者】発送後速やかに、発送伝票記載の伝票番号を管理システムに登録する。
 - ▶ これにより、管理システムから配送状況を確認することができるようになりますとともに、発送完了報告といたします。
- ④ 【事業者】管理システムより発送月ごとの請求書を発行し、それぞれに代表者印を押印のうえ、町に送付する。(毎月15日まで)
- ⑤ 【 町 】請求書受領後、事業者に支払いをする。

10.個人情報の取り扱いに関する遵守事項

返礼品発送業務の履行にあたっては、個人情報の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守する必要があります。

- ① 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- ② 契約の目的以外に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- ③ 町の指示又は承諾があるときを除き、町から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- ④ 個人情報の授受は、町の指定する方法により、町の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- ⑤ 発注者から伝達された個人情報及び本業務に関して受注者が付加した個人情報は、本業務及び本業務に付随する事務のために必要な期間を経過した後は、遅滞なく確実に消去しなければならない。

- ⑥ 本業務に従事する者に対し、本業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- ⑦ 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- ⑧ 本業務を第三者に再委託してはならない。
- ⑨ この条項に違反する事態が生じたとき、生ずる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに町に報告するとともに、町の指示に従うものとする。
- ⑩ 事業者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、町又は第三者へ損害を与えたときは、賠償責任を負うものとする。

1 1. その他留意事項

- 商品の内容の変更、生産・販売の中止・終了をする場合は、速やかに町へ報告してください。
- 商品の発送遅延、品質及び発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに町へ報告してください。
- 商品の品質等に関するクレーム対応や補償に関し、町は一切の責任を負わないものとし、寄付者からのクレーム等があった場合は、事業者において真摯に対応し、解決に努めてください。また、クレーム等の内容については、町へ報告してください。
- 事業者情報や口座、個人情報管理者、委任者の変更をする場合には、速やかに所定の様式により変更の届出を行ってください。
- 発送について品質保証を前提とし、最も安価な料金で発送すること。

1 2. 問い合わせ先

伊仙町役場未来創生課 ふるさと納税推進室

所在地：〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 1842

電 話：0997-86-3111（内線 23 番）

F A X：0997-86-2301

メール：furusatonouzei@town.isen.kagoshima.jp